

子ども一人ひとりの

健やかな成長を願って



～11月は『児童虐待防止推進月間』です～



将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、『しつけを目的とした体罰』を禁止する法律が、令和2年4月から施行します。

なぜ、『体罰』を法律で禁止しなければならなかったのか、今一度、考えてみませんか。

▶問い合わせ こども家庭グループ（登別市こども相談室）
☎056677

増加する児童虐待

平成30年度の国内での児童虐待相談対応件数は、速報値で15万9千850件と平成29年度から2万件以上も増加するなど、児童虐待は後を絶ちません。

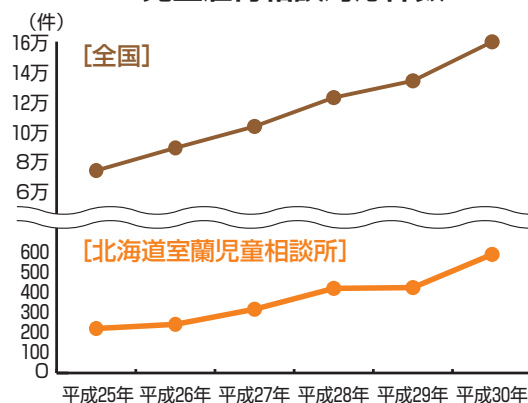
市・児童相談所などの関係機関の体制強化や立入調査の拡大、家庭内で子どもの目の前で行われる両親間の暴力（面前DV）などについても児童虐待に位置づけたこと、新聞報道などにより皆さんの関心が高まっていることなどにより、早期の対応ができていた事例も多くなってきましたが、今年だけで死亡に至る深刻な事例が4件も発生するなど、『児童虐待』は依然として大きな社会問題となっています。

見直さなければいけない『しつけ』

世界では、1979（昭和54）年のスウェーデンを皮切りに、現在54カ国で、体罰を法律で全面禁止しており、その他多くの国においても、全面禁止に向けた取り組みが進められています。

日本においては、平成12年に『児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）』が制定され、児童虐待の定義や児童虐待を発見したときの通告が義務付けられました。その後も、通告義務

児童虐待相談対応件数



の拡大や虐待を受けた子どもを保護するための里親制度拡充など、制度改正により、対策が強化されてきましたが、依然として『児童虐待』はなくなっていない。

平成30年に公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが発表した意識調査では、しつけのために体罰を容認する人が約6割にも上り、「しつけのために」、「口で言っても分からないときには体罰も必要」、「愛情があれば体罰はならない」など、国内には未だに体罰を容認する意識が根強く残っているとされており、実際に国内で発生した虐待事例においても、親が子どもを虐待した理由として『子どもへのしつけ』と供述するケースが多くみられます。

『しつけ』と称した体罰が、繰り返されるうちにエスカレートし、子どもの心